

【県立学校学習用端末等貸借契約に関する入札説明書】

＜入札説明書＞

(内 訳)

入札説明書

「県立学校学習用端末等貸借契約に関する入札説明書」

- ・ 入札参加資格確認申請書（別記様式１）
- ・ 納入予定機器等の確認申請書（別記様式２）
- ・ 入札書（別記様式３）
- ・ 委任状（別記様式４）
- ・ 入札辞退届（別記様式５）
- ・ 質問書（別記様式６）

別添

- ・ 仕様書
「県立学校学習用端末等貸借契約仕様書」
- ・ 契約書（案）

※本説明書の記載内容の無断転載及び入札参加資格申請書の作成以外の目的で使用することを禁止する。

佐賀県 教育委員会事務局 教育ＤＸ推進グループ

入 札 説 明 書

この入札説明書は、県立学校学習用端末等賃貸借契約に関する入札執行及び契約締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出されるようお願いいたします。

公告日 令和 7 年 8 月 1 日

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達名称及び数量 県立学校学習用端末等賃貸借 1 式
- (2) 契約の仕様 県立学校学習用端末等賃貸借契約仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 14 年 3 月 31 日まで
(賃貸借期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで)
- (4) 納入場所 教育 D X 推進グループ推進監が指定する場所

2 入札参加資格及び条件に関する事項

- (1) 本調達は、一般競争入札とする。
- (2) 入札に参加する者の資格は、次の要件の全てを満たす者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て

がなされている者でないこと。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

カ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

キ 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次の(イ)から(キ)までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

(1) 担当部局

佐賀県教育委員会事務局教育DX推進グループ

情報システム・ネットワーク担当（旧館3階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7630

電子メールアドレス kyouikudx-g@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び附属書類の交付期間及び方法

令和7年8月1日（金）から同月26日（火）まで佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載するとともに、同月1日（金）から同月26日（火）の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）、(1)の部局において随時交付する。

(3) 仕様書等に対する質問書の受付等

公告内容に質問がある場合は、質問書（別記様式6）に質問内容を記載し、令和7年8月8日（金）午後5時までに3の(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は、令和7年8月22日（金）までに質問者及び同日までに入札参加資格確認申請書を提出した者に電子メールで送付する。

なお、回答日時以降に入札参加資格確認申請書の提出があった場合は、その都度電子メールより回答を送付する。

(4) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、イの提出期限までに入札参加資格確認申請書（別記様式1）に会社概要書（パ

ンフレット等）及び納入予定機器等の確認申請書（別紙様式２）を添付した上で、(1)まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限

令和７年８月２６日（火）午後５時（郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格及び納入予定機器等の確認結果は、令和７年９月３日（水）までに通知する。

(5) 入札者の資格の喪失

入札参加者は、入札日時までにおいて次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札参加者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、２の(2)のキのいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は２の(2)のキの(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき、又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当したとき。

オ その他本契約について、契約を履行することが困難になるとみられる

事由が発生したとき。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月11日(木)午前10時00分(入札を郵送で行う場合には、外封筒に「県立学校学習用端末等賃貸借契約に関する入札書在中」と表書きし、内封筒に別記様式3の入札書を封入して簡易書留で郵送すること。また、同月10日(水)午後5時までに(1)の部局に必着のこと。)

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

イ 場所

佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館6階 61号会議室

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

(7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(8) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(9) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別記様式3の入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とす

るので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

(10) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。
この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札価格のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。
ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。

エ 入札は 3 回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において(10)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ 1人で2以上の入札をした者

サ 代理人でその資格のないもの

シ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(12) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(13) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は、入札参加者及び入札者の負担とする。

(14) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別記様式 5 の入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

4 入札保証金及び契約保証金

佐賀県財務規則(平成 4 年佐賀県規則第 35 号)の規定により納付すること。ただし、同規則第 103 条第 3 項又は第 115 条第 3 項に該当するときは全部を免除し、又は一部を減額する。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続並びに契約の履行において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。
- (6) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、令、規則の定めるところによる。
- (7) この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書（電磁的記録による文書・資料を含む）について、本件手続以外の目的に供してはならない。
- (8) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載を禁止する。